# いわゆる状況の濫用に対する 救済法理としての公序良俗

弁護士 伊吹 健人

#### 1 はじめに

消費者契約を中心に、契約の一方当事者が、他方当事者に生じた(あるいは生じさせた)合理的な判断ができない事情等を利用して契約を締結させること(ここでは、これを状況の濫用と呼ぶ。)による被害が後を絶たない。例えば、加齢や障がい等により判断能力が低下した者に対して必要のない商品を購入させる事案、威迫的な勧誘や迷惑な勧誘により契約を締結しなければその勧誘から逃れられないと思わせて契約を締結させる事案等である。

その救済手段として、民事の特別法も定められているが、それぞれ適用範囲が限られており、その隙間事案も生じている。

そのような場合に救済手段として活用することが考えられるのが公序良俗(民法90条)であり、特に、公序良俗違反の1類型とされる暴利行為である。

本稿では、公序良俗、とりわけ暴利行為に関する従 前の議論も踏まえつつ、最近の裁判例を分析して、状 況の濫用に対する救済法理としての活用を検討し、併 せて、今後の展望について検討する。

#### 2 暴利行為に関する一般論

判例上、①相手方の窮迫·軽率·無経験に乗じて、② 過大の利益を獲得する行為は公序良俗に反するとされる(大判昭9·5·1民集13·875)¹。

このような判例の示す暴利行為の一般論は、通常の不当性では足りない強度の基準を設定することにより、当事者自治、契約自由の原則との調和をはかろうとするものであるとの指摘がある(参考文献②(上)7頁)。

もっとも、状況の濫用との関係では、その基準を硬 直的に適用すると十分な救済が図られない可能性があ る。

この点、参考文献②(上)10頁以下は、「消費者の正当な利益の擁護、促進をはかることは、公序の一環を成すという認識が、今や、社会の通念になっている」とした上で、「消費者の正当な利益を実定法的に確保するための法的な手だてが強く求められて」おり、「そ

の1つが、民法90条の活用である」とし、公序良俗の 適用範囲の拡張を検討している。また、参考文献③ 112頁は、上記判例の基準の①の要件を緩和して、「優 越的地位を利用すること」に置き換えることで、状況 ・関係・地位の濫用に対処することを提案する<sup>2</sup>。

公序良俗を具体化する基準については社会状況の変化に応じて柔軟に運用されるべきと考えられるところ、暴利行為についても、社会、経済生活上の国民の正当な利益の擁護という観点から、上記判例の基準を硬直的に適用することなく、柔軟に解釈、適用すべきものと考える。

## 3 裁判例の分析と公序良俗の活用の検討

以下では、公序良俗違反を認めた比較的最近の裁判 例について、いくつかの視点から分析し、公序良俗の 活用を検討する。

## (1) 勧誘者の行動

被勧誘者が契約締結を明確に断り切れないでいるのに勧誘をしたことを指摘し、契約を締結させたことが社会的相当性を欠くとするものとして、大阪地判平21·4·15消費者法ニュース84·209(68歳の年金生活者に対し、約10ヶ月間で総額約1000万円の宝飾品を次々販売した事案。原審は、大阪簡判平20·8·27消費者法ニュース78·282)がある。

また、被勧誘者に対して契約内容等を十分に理解 させなかったことを指摘するものがある。70代後半 の女性に対して服飾品をクレジット利用で次々販売 した事案で、売買契約書や領収書、クレジット契約 書が交付されておらず、判断能力に問題のある被勧 誘者にとって、総額としてどの程度の債務を負って いるのか判断し難い状況であったことを指摘するも の(福岡地判平22・7・7消費者法ニュース86・136)や、 自宅で刺繍業を営む個人に対して電話機等のリース 契約を締結させた事案で、不正確で不誠実な説明に より被勧誘者を誤信させ、また、パンフレットを交 付しない等契約を締結するか否かを判断するために 重要な情報を意図的にあいまいにしていたと認定 し、契約を締結することの損得の判断を正しく、ま たは十分にできないように誘導して、契約を締結さ せたことを指摘するもの(東京地判平14·10·18LLI/ DB L05730370)がある。

「必ずしも詐欺的、強迫的故意行為までに至らないが、社会的に許しがたい行為」として、「行為者の意図よりも、当事者の社会的、経済的力関係や交渉の場において削がれる相手方の判断の自由度が重

要視される形態がある」とし、「交渉力において劣位にある者を、劣位に引きとめようとする行為に対して、社会の非難が強く向けられ、公序良俗違反と扱われることになるのである」とする指摘や(参考文献②(中)32頁)、選択、判断に必要な情報や冷静に判断する機会が与えられていない場合に、消費者の知る権利の侵害や真実開示の原則の観点から、許容された方法から逸脱するという指摘(同35頁)がある。

上記各裁判例も、このような視点を重視しつつ、 契約内容の不当性も加味して判断したものとも捉え られる。

## (2) 被勧誘者に既に生じている事情

被勧誘者の判断能力の低下を指摘するものとし て、大阪高判平21・8・25判時2073・36 (不動産業者 が、認知症の高齢者を売主として、適正に鑑定され た価格の6割に満たない価格での土地の売買契約を 締結した事案について、「被控訴人の判断能力の低 い状態に乗じてなされた、被控訴人にとって客観的 な必要性の全くない(むしろ被控訴人に不利かつ有 害な)取引といえる」とした。)や、奈良地判平 22・7・9消費者法ニュース86・278 (呉服販売業者が、 認知症の高齢者に対して、7年半の間に契約件数87 件、販売総額約3600万円の呉服を販売した事案につ いて、財産の管理能力が認知症のため低下している 者に対して、これを知りながら、個人的に親しい友 人関係にあるかのように思い込ませ、これを利用 し、強い希望や必要のない商品を大量に購入させ、 その結果老後の生活に充てられるべき流動資産をほ とんど使ってしまったものと評価した。)等がある。

不動産取引や過量な契約の事案が多いが、判断能力の低下の程度によっては、それを利用する場合に、意思表示を無理に形成させるものとして意思決定権の直接的な侵害であるという態様からして、契約内容としては必ずしも被勧誘者にとって高額や過量なものでなくとも、公序良俗違反とすべき場合もあると考える。

## (3) 行政法規との関係

行政法規との関係では、従来、当該行政法規が強 行法規か単なる取締法規かという基準での検討もな されてきたが、必ずしもそのような二元論によるも のではなく、法令違反の存在を考慮に入れて、公序 良俗違反の判断を行うという例が多くなってきてい るとの指摘もある(参考文献(3)125頁)。

裁判例においても、行政法規違反を指摘するもの

として、クレジット契約のため事実と異なる年収額等を契約書に記載させたり、電話で展示会等に執拗に誘ったことに加え、三重県消費生活条例24条1項及び同条例施行規則17条8号(重要事項を偽るようにそそのかし)、18条5号(不当に過量な契約)の規定内容も考慮したもの(津地判平26・9・29消費者法ニュース102・248)、未公開株商法について、旧証券取引法28条(登録制度)やいわゆるグリーンシート銘柄規制の趣旨に照らして、未公開株商法それ自体違法性が高く公序良俗に反するとしたもの(東京地判平19・12・13消費者法ニュース75・290)、勤務先への執拗な電話勧誘により、約1年間の間に4回の資格教材を購入させた事案で、特定商取引法21条3項違反を指摘するもの(東京地判平20・2・26判時2012・87)等がある。

この点、「自由に選択、判断する人の精神作用は 人としての存在、生活の上での基本であり、消費者 の判断を誤らせることとなる隠蔽、押しつけは、行 為の態様が著しい程度に至らなくても、右の利益保 護をも立法趣旨と認めることのできる行政法規に反 しておれば、公序良俗違反として私法的効力は否定 されることとなる」との指摘もある(参考文献②(下) 35頁以下)。

## 4 今後の展望

裁判例においては、上記3で抽出した要素以外に、 契約内容の過量性や高額性を指摘し、上記判例の基準 ②の「過大な利益」をも重視する傾向にあるものもあ る。

しかしながら、被勧誘者、とりわけ消費者や消費者 に準じる者の正当な利益の擁護、促進という公序の実 現の観点から、その意思決定権が侵害されるような場 合には、公序良俗に違反すると考えるべきである。

そして、勧誘者が、十分な情報を与えない場合や、 判断能力の低下を利用する場合、執拗ないし迷惑な勧 誘等により被勧誘者に冷静に判断する機会を与えない 場合等には、まさに意思決定権が侵害されるものであ る。

そのような場合には、契約内容が被勧誘者にとって 過量や高額である場合に限らず、公序良俗違反とし て、救済の道を開くべきものと考える。

また、上記考えを推し進めて、特別法レベルでも、 少なくとも、消費者契約については、事業者が、消費 者の知識、経験又は判断力の不足を不当に利用して消 費者契約を締結させた場合には、消費者に当該消費者 契約の取消権を認める旨の規定を置く等の措置が取られて然るべきであろう3。

- 1 民法の債権法改正時に明文化することが検討されたが、平成29 年改正では見送られた。
- 2 これらの考え方に対して、批判的な見解もある(平野裕之「消費 者取引と公序良俗―契約解消型救済」法時66·2(平6)104頁)。
- 3 消費者委員会『消費者契約法の規律の在り方についての答申』(平29)では、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」が「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」であるとされている。

## 参考文献

本文中で引用した文献のほか、下記の文献。

- ①川島武宣ほか『新版 注釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣、平15)
- ②長尾治助「消費者取引と公序良俗則(上)」NBL457号6頁(平2)、同 同「消費者取引と公序良俗則(中)」NBL459号32頁(平2)、同 「消費者取引と公序良俗則(下)」NBL460号34頁(平2)
- ③大村敦志『消費者法』(有斐閣、第2版、平15)
- ④山本敬三『公序良俗論の再構成』(有斐閣、初版、平12)